

2017 年 10 月 16 日

当別町長

宮 司 正 肇 殿

一般社団法人 北海道

会長 加

難病医療費助成制度における診断書料の公費助成創設と国への意見書提出を求める

前略 町民の生活と健康の確保に対するご尽力に敬意を表します。

さて、2014 年 5 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、2015 年 1 月から新たな難病医療費助成制度が施行されました。

これによって難病医療費助成の対象となる疾病が大幅に拡大され、レセプト単位だった月額自己負担上限が患者単位になる等の改善が行われましたが、一方で自己負担の引き上げや認定基準の強化などが行われました。

この結果、厚労省は対象疾患の増加によって医療費助成を受ける患者数が 78 万人（2011 年度）から 150 万人（2015 年度）に倍増すると試算していましたが、2015 年度末の患者数は 94 万人であり、医療費助成の総事業費は 1,820 億円の試算に対して 1,385 億円でした。

この背景には、①申請手続きに必要な診断書料が従来から全額自己負担であることや、制度の後退によって難病対象であっても申請を行わないこと、②認定基準が厳しくなったこと等があります。

つきましては、難病の方が費用の心配なく医療を受けられるよう、貴町において下記の制度創設を行うと共に、国への意見書提出を求めるものです。

記

【貴町における制度創設のお願い】

一. 難病医療費助成（小児慢性特定疾患を含む）にあたって必要な臨床調査個人票、診断書の料金を補填する制度を創設し、新規認定及び更新認定時に公費助成を行うこと。

【国への意見書提出のお願い】

一. 難病医療費助成（小児慢性特定疾患を含む）にあたって必要な臨床調査個人票、診断書の料金を補填する制度を創設し、新規認定及び更新認定時に公費助成を行うこと。

一. 既認定者に対する経過措置（自己負担限度額緩和、入院時食費の 1/2 給付、新重症度分類に該当しなくても認定の効力を有する）を、2018 年 1 月 1 日以降も延長すること。

一. 下記事項について 2014 年 12 月以前の取扱いに戻すこと。

①市町村民税非課税者、重症患者の自己負担をなくすこと。

②調剤薬局の薬代や訪問看護費の自己負担をなくすこと。

③入院時食費の給付外しをやめ、自己負担限度額に含めること。

④いわゆる「軽度者」の対象除外を行わないよう、56 疾患の認定基準を 2014 年 12 月以前より厳しくしないこと。

一. 月額自己負担上限は患者単位とし限度額を 2014 年 12 月までの基準に引き下げるこ

一. 患者数を理由にした対象疾患外しを行わないこと。